

NHKから「重要なお知らせ」・「大切なお知らせ」などが届いたあなたへ

NHK受信料の長期未払い分は、 こうすれば支払義務がなくなる！



行政書士 山野内真人
(昭和55年
九州大学法学部卒)

NHKの放送受信料を長期間支払っていない人には、「至急、お支払いください」、「このままお支払いがない場合には、やむを得ず、法的手続を検討せざるを得ません」という内容の通知書が、支払いをするまで送られてきます。親の代からの受信料を請求されている人もいます。しかし、NHK受信料は、5年の消滅時効にかかります。**支払期日から5年を過ぎた受信料は、原則として支払義務はないのです。**

ただし、それには、消滅時効の「援用」（えんよう）という手続が必要です。しかも、「援用」には、確実なやり方があります。また、「援用」ができない場合もあります。さらに、「法的手続」を先にとられれば、「全額」支払わなければならなくなります。あくまでも、「早く」、「確実に」消滅時効の「援用」をする必要があるのです。

当事務所では、消滅時効の援用を、早く、確実に行う支援業務を行っています。
5年以前の受信料の支払義務を免れたい方は、早く御相談下さい。相談は無料！

佐伯から「遺言文化」を！相続・遺言で地域に貢献する 大分県佐伯市中村南町9番3号 渡辺ビル

山野内行政書士事務所 電話 0972-23-0135